

浮浪児の処遇と教育

— 一九世紀後半マンチエスタを事例として —

三時 眞貴子

1. はじめに

浮浪児、あるいはストリートチルドレン、子どもホームレスと呼ばれる子どもたちの問題は今なお、先進国でもそうでない地域でも重要な課題であり続けている。¹⁾ 日本では子どもホームレスは発見されるとすぐに「保護」されるため、統計データ上は存在しない。²⁾ 一方で、ここ数年の一九歳以下の家出人は、届け出された人数だけでも二〇、〇〇〇人近くの上っており、路上生活と一時的であれ関わりを持つ可能性が高い、あるいは虐待やその他の理由で帰る家を持たない子どもたちが日本にいることもまた確かであろう。³⁾ H・ヘンドリックは、こうした家を持たない子どももホームレスに限らず、虐待、飢餓、戦争、病氣、遺棄など子どもが厳しい状況にある場合、イギリスでは一九世紀以降、彼らを犠牲者とみなして保護する一方で、常に道徳や法と秩序、高潔な家族を脅かす危険な存在として認識されてきたと主張している。⁴⁾ 子どもたちは社会の「犠牲者」であると同時に社会の「脅威」であるとして、保護あるいは隔離されてきた。その原因の一つは、彼らが「ストリート」という犯罪と近い場所に住み、貧困のために犯罪に陥りやすい状況にあったことだろう。とりわけ都市化と工業化を背景に、都市への移住、移民が増え、そうした子どもたちが急速に増加した一九世紀に、彼らはこれまでにないほどの社会の関心を集め、その処遇が社会の問題として議論された。⁵⁾

イギリスにおいて浮浪児は、一九世紀初頭までに「宿なしのころつき (street arabs)」と呼ばれており、一八世紀にはすでに彼らの保護を掲げたボランティア活動が、結果はどうあれ展開されていた。たとえば一七五六年設立の海事協会 (Marine Society) は困窮している子どもを海軍兵士や船乗りにするための訓練を提供していたし、一七八八年に設立された博愛協会 (Philanthropic Society) は犯罪少年と犯罪者の子どもに二年間、職業訓練を施した。⁶⁾ 浮浪者・浮浪児のために寝床を提供する避難所 (Refuges) も各地で設置され、救済を掲げて彼らを海外へ移送する団体も現れた。他方、労働者階級の子どもたちに学校教育が必要だとする理念は、一八世紀後半に日曜学校運動として実践に

移され、一九世紀初頭には内外学校協会と国民協会による任意団体立学校が設立されるに至った。後者の学校では週当たりの授業料が徴収されたために、最下層の家庭の子どもたちは排除された。日曜学校でさえも一九世紀半ばには「勤勉でレスpekタブルな諸階層」に多くの場合、限定されるようになり、犯罪少年や極貧の子どもたちの入学を拒否するケースが相次いだ。⁷ こうして一般の労働者階級の子どもたちの教育とは区別される形で最下層の子どもたちの教育が展開されることになる。⁸ その最下層の子どもたちの教育もさらに二つの文脈で展開された。一つは極貧であるけれども悪に染まっていない「正直な子ども」を対象にした教育であり、もう一つが犯罪に手を染めた「墮落した子ども」の教育である。理論上、救貧を受けることができるのは「正直な子ども」だけとされ、罪を犯した極貧の子どもは、救貧から切り離して処遇されるべきとされていた。⁹ 最下層の子どもたちの多くは救貧法の適用を受けており、一八三四年の新救貧法以降は、教区連合のもと保護委員会が彼らの教育に責任を負っていた。とはいうもの実際に教育を受けられた救貧児童は非常に少なかった。ワークハウス内における救貧児童と院外救貧児童は、一八五〇年時点で四六、五一五名と三五〇、四八〇名、一八九〇年でも五二、五五一名と二四二、六四六名（共に一月一日時点）と圧倒的な差があり、主としてワークハウス・スクールで学べた前者に対し、院外救貧児童は一八五五年まで救貧費から教育費を負担することは法的に規定されていなかった。¹⁰ そのため一九世紀を通じて「正直な子ども」であっても教育を受けられない者が圧倒的に多かった。罪を犯した「墮落した子ども」に至っては、「ボロ服学校」という意味のラゲット・スクール (Ragged Schools) が設立される一八四〇年代までは、ロンドンのブライドウエルのような浮浪児と犯罪少年を一緒に収容した矯正施設があったとはいえず、「学校」で学ぶ機会ほとんど提供されることはなかった。実際、七歳以上の罪を犯した子どもは、行政官判断で大人よりも温情を得やすかったとはいえず、一八四七年の年少犯罪者法 (Juvenile Offenders Act) まで大人とほぼ同様の罰を言い渡されており、一八五四年の若年犯罪者に関する法律 (Youthful Offenders Act) に¹¹ 二週間、刑務所に収監されたのちに感化院 (Reformatory Schools) に送られるようになるまで、犯罪少年向けの学校が法的に規定されることはなかった。このように「正直な子ども」と

「墮落した子ども」は理論上、それぞれに応じた収容施設が考案されていたが、実際にはこの両者を区別することは難しかった。なぜなら一八二四年の浮浪者取締法 (The Vagrancy Act) によって、浮浪関連の刑罰の過酷さは軽減されたとはいえ、その適用範囲が拡大されて「犠牲者なき犯罪」である戸外就眠も物乞いも「好ましからぬ路上徘徊者」として逮捕されることとなったが、それらは全て極貧の子どもたちの生きる手段であったからである。¹¹⁾ しかも実践的なレベルでは両者と同じ施設で処遇することはまれではなく、明確に区別することは不可能であった。しかしながら、ラゲット・スクールや感化院、後述するインダストリアル・スクール (Industrial Schools) など「墮落した子ども」をも対象とした学校が既存の学校 (任意団体立学校やワークハウス・スクール) とは別に、新たな学校・施設として設置されていく過程は、そうした理念上の区別が制度の構築に強く影響を与えていたことを示している。¹²⁾ 先述の通り、物乞いや戸外就眠が犯罪である以上、浮浪児の多くが逮捕された。彼らの処遇を決定する権限を有した治安判事や行政官は、目の前に連れてこられた「犯罪」少年の言葉あるいは目に見える状態から判断し、その処遇を決定した。一九世紀半ばは、年少犯罪者の処遇を巡って議論が高まっていた時代であり、「犠牲者」であり「脅威」である彼らをいかに労働市場で役に立つ人材へと改善していくのが検討された。その議論の先は当然のことながら、彼らの教育・訓練の問題につながっていた。

本論文はこの「墮落した子ども」を受け入れた学校の設立過程を整理しつつ、こうした学校が設立されてくる一九世紀半ばにおいて、浮浪児の状況がいかなるものであったのかを明らかにするものである。具体的には一八四六年にマンチエスタのエンジェル・メドウに設立されたインダストリアル・スクール (後にアードウィック・グリーンに移転) の入学者名簿をもとに、子どもたちが置かれていた状況を分析する。

一九世紀の浮浪児の実態や処遇に関しては、従来から救貧法との関連の中で研究されてきたが、とりわけ近年の子ども史研究の高まりの中で、子どもの福祉や子どもの生活といった観点からの研究も進み、「正直な子ども」と「墮落した子ども」両方を含めたチャリティや国家による支援の実態が明らかにされている。¹³⁾ とりわけ女子に対する性的

虐待や売春に焦点を当てた研究も盛んに行われており、「性犯罪」とその被害者へのまなざしの変化についても明らかにされた。¹⁴⁾ 一方で、犯罪研究の文脈から一九世紀の犯罪少年への処遇の変化や犯罪少年の実態についても研究が蓄積されている。¹⁵⁾ これらの研究の多くが、メアリ・カーペンター (Mary Carpenter, 1807-1877) など当時の社会改革者の言説や、一八五二、五三年の犯罪少年及び極貧少年に関する特別委員会 (Select Committee on Criminal and Destitute Juveniles) など種々の調査委員会の報告書、裁判記録あるいはロンドン統計協会や雑誌『感化院と避難所』 (Reformatory and Refuges Journal) などの記事をもとに、当時の生の状況を明らかにしており、非常に興味深い。

一方でインダストリアル・スクールそれ自体に関する研究は二つの方向性で展開されている。一つは感化院やインダストリアル・スクールが一九三三年から一九六九年までは救護院、その後はコミュニティ・ホームとして一九八〇年まで現存したために、「現在」の問題、あるいは現行の犯罪少年政策の直接的な系譜として論じるものである。¹⁶⁾ 二つ目は、インダストリアル・スクール出身者が「当事者」として学校生活や処遇について語るものである。後者の多くが批判的な論調となっており、実際、J・S・ブラウンは、『マンチェスター・イブニング・ニュース』に批判的な記事を掲載した後、「恥を知れ」と書かれた手紙を受け取ったことを、その後出版した自伝的書物において報告しつつ、自らが過ごした「ホーム」を「刑務所」と称して語っている。¹⁷⁾ とりわけ二〇〇〇年代に入って「当事者」の語るインダストリアル・スクール物語が次々と出版されている。J・ダックワースは、多くの研究者や行政が、収容された子どもたちの教育達成からではなく、「危険な社会的状況から子どもを引き離し、より好ましい環境で育てた」という意味で、インダストリアル・スクールの教育を成功と捉える傾向にあると論じているが、出身者による書物の出版はおそらくそうした見解に対する当事者からの痛烈な批判であろう。¹⁸⁾ 確かに従来のインダストリアル・スクール研究は、主として調査官や社会改革者の書いたものから実態を浮かび上がらせるという方法をとってきた。というのも、同校の史料は、個人情報が入り込んで盛り返まっているため、史料閲覧に規制がかかっており、以前は閲覧することができないものも多数あった。現時点でも、たとえばマンチェスターのアードウィック・グリーン・インダストリアル・

スクールの入学者名簿は一九一二年二月八日入学者が記載されている名簿までしか閲覧することはできない。¹⁹ それ以降のものだと、一部に規制がかかっている情報が含まれているからである。とはいっても、学校外からの情報だけでなく、学校内部に残された史料からの情報も含めてインダストリアル・スクールの実態を明らかにする研究は、時代を経るに従って少しずつ進められつつある。とりわけ二〇〇三年反社会的行動防止法の制定とそれをめぐる議論を背景に、インダストリアル・スクールを含む犯罪少年の処遇に再び光が当てられ、J・ダックワースやW・ブラムの研究など、多様な一次史料を用いてその実態や教育・訓練内容を明らかにする非常に興味深い歴史研究が行われつつある。²⁰ 本論文もマンチェスタのインダストリアル・スクールに関してその実態を学校に残された種々の記録をもとに解き明かそうとする研究の一部であるが、先行研究では入学者名簿を丹念に調査した研究は管見の限り、見当たらず、本研究はこの点からインダストリアル・スクールの新たな側面を明らかにできると考えている。イギリス本国では上記のようなさまざまな観点からの研究蓄積がある一方で、日本においてはインダストリアル・スクールの教育実態はほとんど解明されておらず、太田直子は一九九二年に著書の中で、インダストリアル・スクールや感化院について簡単に説明した後、「具体的にこれらの学校で実際にどのような教育が行われていたのかどうかについては、今後の研究が待たれるところである」と述べたが、現時点でもそうした状況はほとんど変わっていない。²¹

以上述べてきたように、これまでの種々の先行研究においては、実際にどのような子どもが入所したのか、また彼らがどのような「学校生活」を送っていたのか、そして退校後、どのような人生を歩んだのかについては十分には明らかにされていない。本論文では、最初の問い「どのような子どもが入所したのか」についての手掛かりを示す。用いる史料は先述のとおり、マンチェスタのアドウイック・グリーン・インダストリアル・スクールの入学者名簿である。同校は一八四六年に設立され、一八五七年のインダストリアル・スクール法を受けて、一八五九年に認定インダストリアル・スクールとなる。²²その後、同校の運営委員会は、一八七一年八月二日にバーンズ・ホームと呼ばれた新たな認定インダストリアル・スクールを設立し、一八七七年七月四日には女子のための認定インダストリアル・ス

クールをセイルに設置した。アードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールの入学名簿は残念ながら、一八六六年から閉校されるまで（一九二二年閉校のため名簿は一九二一年入学者まで）しか残されていないが、入学者の人数や学校内部の様子などは一八四七年以降、毎年印刷された年次報告書から知ることができる。²³一八六六年六月の入学者名簿は全て手書きであった三名分であるが、一八六六年七月から印刷された既定の名簿に手書きで書きこむ形式になった。また用紙に記入する項目は最初の形式、一八六六年七月から一八七四年五月まで、一八七四年五月から一八八三年一〇月まで、一八八三年一〇月以降の四つの時期で異なっている。今回は、そのうち規定の用紙となった一八六六年七月五日から分校であるバーンズ・ホームが設立される一八七一年八月一日までに入学した子ども二七〇名分の名簿を用いて分析する。

2. 浮浪児の処遇をめぐる議論

一九世紀のイギリス都市に子どもたちがあふれた理由についてW・パラムは、子ども向けの仕事不足を第一の理由に挙げている。当時の労働者家族の多くが、父親・母親だけではなく子どもも何らかの形で稼いで家計を支えなければ成り立たない状況にあり、稼ぎ手の一人であった子ども全員が仕事にありつけたわけではなかった。そのため、仕事のあてのない子どもたちは、朝、外に出て、荷物運びなどの臨時の仕事をするか、物乞いをするか、盗むしかなかった、というのである。実際、一八五二年の犯罪少年及び極貧少年に関する特別委員会で証言したミドルセックス州四季裁判所の首席判事アダムズ氏は「怠惰は全ての悪徳の源である。無知もまた然り。仕事の欠如は実際のところ、多くの悪徳の根となっている」と述べた。²⁴J・ダックワースも当時の人口増加の大部分が若者であり、知らない街にやってきた彼らには、「雇用主も正しい道に導いてくれるような教区牧師もいなかったため、多くが一時しのぎの職か犯罪と結びつく結果となった」と指摘している。²⁵彼はそれに加えて、浮浪児が習慣として通うような学校がなかったことも

理由に挙げている。一九世紀後半から末にかけて、救貧児童を一般の労働者階級の子弟が通う基礎教育学校に送り出す教区連合が徐々に増加する中で、多くが「墮落した子ども」であった浮浪児は、前述の通り、これらの学校からは排除されていた。

だからといって、これらの子どもたちが全く無視されていたわけではない。それどころか多くの先行研究が指摘するように、一九世紀の年少犯罪者の増大は当時の人々にとって社会の秩序維持のために解決すべき急務の課題であり、その対策として年少犯罪者やその可能性の高い子どもたちの処遇が問題とされたのである。²⁶ ヴィクトリア期の犯罪率は相対的には減少しており、一九世紀初頭にはすでに重罪の種類減少と死刑判決の抑制が行われ、死刑判決が下されたとしても服役期間の長期化や流刑（主としてオーストラリア）に代えるなど、犯罪者処遇の方法も変化した。²⁷ 犯罪は重罪 (felons) と軽罪 (misdemeanours) に区別されて審理され、審理のほとんどが対物犯罪であった。たとえば一八四〇年のマンチェスタで警察に逮捕された者のうち、暴行などの対人犯罪が一、〇九八件であったのに対し、対物犯罪が二二、一四七件であった。後者の中で最も多かったのは酩酊 (Drunkness) で四、一九八件、次に多かったのが暴力を伴わない窃盗で二、二五六件、その次に多かったのが浮浪で一、八六九件であり、この三つで対物犯罪の六八・五%を占めていた。²⁸ 図1に示したように、対物犯罪で逮捕された者のうち、一〇歳未

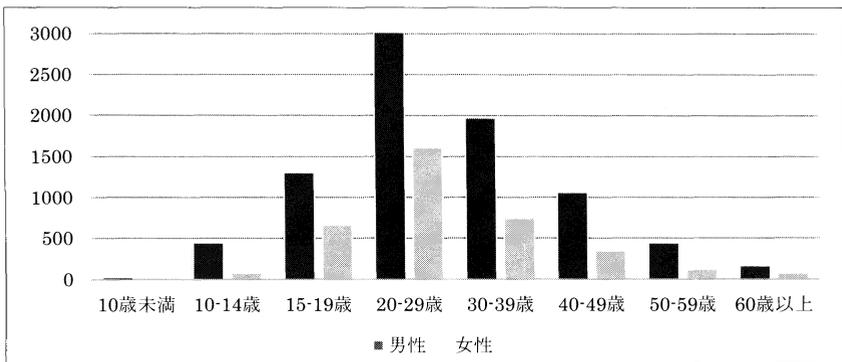


図1 1840年マンチェスタにおける対物犯罪の逮捕者12,147名の男女別年齢内訳

【出典】 Faucher, L., *Manchester in 1844: its Present Condition and Future Prospects*, London, 1844, p.36.

満の子どもが四六名、一〇歳から一四歳が五二五名であり、5%に満たない割合であったが、一五歳から一九歳の若者になると一、九六六名に跳ね上がり、逮捕されないまでも潜在的な犯罪者予備軍の子どもが多数いたであろうことは想像に難くない。この認識はさまざまな場面で主張された。たとえば一八〇五年に行われた内務省の調査では、一般犯罪率の急激な増加の第一の理由として少年犯罪の増加を挙げており、一八三五年に民衆向けの教育の実態を調査した特別委員会で証言したサミュエル・ワイルダースピンも、国中の幼児学校を視察した経験をもとに、貧困児童の犯罪が増加しているのは間違いないと強く主張した。²⁹ 少年犯罪の問題が社会の関心を集める中、犯罪率減少の鍵として、親や保護者から見捨てられた極貧の子どもたちを減らすことが重要と考える者たちもいた。たとえばヘンリー・メイヒュー (Henry Mayhew, 1812-1887) は『ロンドンの犯罪者向け刑務所』の中で次のように述べた。

刑務所を空にする唯一の方法は、見捨てられた子どもたちに注意を払うことだ。長きにわたって、国家がその温情主義的パトリナルな義務を忘れたために、不道徳で不誠実な子どもを育てることを余儀なくされてしまった。我々が見捨てられた極貧の子どもたちに無関心であったせいで、我々の国は「危険な諸階層」と呼ばれる者たちであふれている。³⁰

極貧の子ども及び犯罪少年の処遇をめぐることは、実際に行われていたシステム上の課題という点からも議論された。その一つは刑務所であれワークハウスであれ、子どもは「悪い大人」から切り離すべきだという議論の高まりである。³¹ この議論のきっかけとなったのは、一八三三年から三四年に救貧制度を調査する目的で招集された王立委員会31の報告書において、ワークハウス内で貧民の大人と同じ部屋で育つ子どもへの悪影響が指摘されたことであるが、その他にも、たとえば一八四〇年にマンチェスタの少年少女が罪を犯すきっかけを調査したW・B・ニールは、子どもが罪を犯すのは環境や親の無責任のせいであり、生まれながらに性悪なのではないと結論付けた。³² 一八三八年にはイングランドで最初の子どもの対象にした刑務所が作られたが、そこでは一二歳以下の少年は一日二時間学校で学ぶこ

とができ、それ以外の時間は労働に従事した。³³一三歳以上の少年はそれ以下の子どもたちとは別の房に入れられ、職業教育を提供されるか隣接の農場で働いた。手に負えない子どもたちは独房で監禁され食事の量も減らされた。さらに悪いことをすれば鞭打ちが待っていた。この子ども向け刑務所は子どもたちをただ罰するのではなく、労働力として社会で働く人材にするために考案されたものであった。また犯罪少年向けの刑務所として「監獄船」もあったが、これはもっと悲惨な状況にあったとG・S・フロストは述べている。フロストによれば、厳しいしつけが行われたというよりもむしろ、無秩序の状態であり、貧しい食事内容のために、壊血病、結核、腺病の発生はいつものことであった。九時間の労働を課せられた牢獄船から逃げ出すことは不可能であり、オーストラリアやニュージールランド、タスマニアといった海外に移送されるか、服役期間が終わるまで出ることにはかなわず、通常、一四歳未満で出所することはめったになかった。海外に移送された子どもたちは、現地の犯罪少年用刑務所に入れられるか、すぐに七年間の労働に従事した。ここでの待遇は極めて劣悪であったため、労働力の搾取として強い批判を浴び、流刑は一八四六年に一時的に停止され、一八六八年に完全に中止された。「監獄船」自体もまた、その厳しい状況が批判の的となり、一八五〇年代に廃止された。³⁴このように子ども向けの刑務所はほとんどなく、またあってもその質の低さが批判されていた。結果として一九世紀前半のイングランドでは、犯罪少年の大多数が大人とともに収容されており、厳しい罰が課せられていた。大人と同じ刑務所では子どもだからといって厳しい労働を免除することはできず、六時間に及ぶ重労働に耐えきれない場合は、食事を減らされたり、暗い独房に監禁されたり、拘束服を着させられたりした。こうした厳しい対応は批判の対象となったが、しかし最も問題視されたのは、審理を待つ間の留置場、あるいは刑務所で、子どもたちが犯罪者の大人から犯罪の手ほどきを受けて真の犯罪者となることであった。³⁵

こうした実態を憂いて、犯罪少年やそうなる可能性の高い子どもたちを収容する、刑務所に代わる施設の設立を訴えるロビー活動が展開された。そのリーダーとなったのはメアリ・カーペンターであった。彼女は一八五一年に感化院に関する書物を出版し、一般労働者の子ども向けの無償週日学校、極貧の子ども向けの給食付きのインダストリア

ル・スクール、そして犯罪少年のための感化院の三つが必要だと訴え、刑務所に変わって感化院で子どもたちを教育することを主張した。³⁶そして一八五二年にブリストルに感化院を設立した。当初、この感化院は男女共学であったが、実際に運営する中で男女別学の必要性を感じて一八五四年に少女向けの感化院とした。一八五四年には、一六歳未満の若年犯罪者を大人とは別に収容することを留置所に義務化し、一六歳以下の有罪判決を受けた子どもを二週間、刑務所に留置させた後に、感化院に行くことを規定した若年犯罪者法が制定されたが、彼女はその法案作りや審議にも貢献した。彼女は自らの実践の中で、浮浪児や犯罪少年が学校に順応できることを発見し、任意団体立の学校にいる子どもたちと区別する必要はないと訴え、現実に一般の労働者階級の子どもと極貧の子どもが完全に区別して取り扱われていることを強く批判した。³⁷

一般の労働者の下にもう一つの階層、極貧で犯罪と近い層がいるという認識は、当時の人々に共有されていた。そのような者たちが固まって住む場所には警察も見回らず、その結果、騒動やけんかが日常茶飯事の状況になっているとして、カーペンターを始め、当時の社会改革者の多くが、子どもたちがそのような場所で育つ限り犯罪と無関係にはいられないと主張した。³⁸前述のように、救貧法の適用下にあったワークハウスは理論上、「悪に染まっていない」極貧の者たちの収容施設であったので、最底辺にいる子どもたち（多くが浮浪児）の処遇が議論される中で、有罪判決を受けたことのある子どもでも入所できる場所が必要とされた。こうして設立されたのがラゲット・スクールである。ラゲット・スクールは完全なボランティア活動として始まるが、一八四三年にシャフツベリ卿が関与し、翌年ラゲット・スクール連盟が設置されると、この運動は瞬く間に広がり、一八五二年にはラゲット・スクールの一部ではあるが、基礎教育のための政府補助金を受給する学校も出現することとなる。³⁹ラゲット・スクールの最大の特徴は授業料を徴収しないという点であり、極貧の子どもたちでも入学することができた。もう一つの特徴は先述の通り、刑務所で服役経験を持つ少年少女も受け入れられたことであり、多くの「墮落した子ども」が入学した。⁴⁰一八五二年までに一一〇校のラゲット・スクールが設立され、約一三、〇〇〇名の生徒が学んでいたが、そのうち三分の一の生徒が直

接的、間接的に犯罪と関わった者たちであつたと「ダックワースは指摘している。¹¹⁾ この種の学校の必要性が明確になると、各地でこのシステムの普及と質的改善が主張された。その中で「ラゲット・スクール」≡「ボロ服学校」という名称のイメージの悪さが指摘され、「インダストリアル・スクール」という言葉が提案された。一八五二年の犯罪少年及び極貧少年に関する特別委員会では、「インダストリアル・スクール」という呼称が正式に定義され、七歳以上一四歳未満の子どもを対象にする学校とされた。¹²⁾ こうしてラゲット・スクールの中にはインダストリアル・スクールと名称変更するものや両方の名前を掲げるところもあつた。たとえば一八五四年制定の若年犯罪者法下で、一八五七年にマンチェスタ及びサルフォード感化院 (Manchester and Salford Reformatory of Juvenile Criminals) と認定された学校も、設立当初(一八五三年)はラゲット・スクールとインダストリアル・スクールの両方の名前を冠していた (The Angel Meadow District Ragged and Industrial School)¹³⁾。本稿が対象とするアードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールも一八四六年に設立された当初は、マンチェスタ若者向け避難所兼スクール・オブ・インダストリ (Manchester Juvenile Refugees and School of Industry) と名乗っていたが、一八五三年にはマンチェスタ・ラゲット・インダストリアル・スクール (Manchester Ragged and Industrial School) と名称変更し、一八五九年に枢密院教育委員会からインダストリアル・スクールの認定を受けた際も、両方の名前を冠したままであり、一八七四年にマンチェスタ認定インダストリアル・スクール (Manchester Certificated Industrial Schools) となるまで、「ラゲット」を使い続けた。¹⁴⁾ その他にもメアリ・カーペンターが主張した給食付きインダストリアル・スクール (Industrial Feeding School) やインダストリアル・トレーニング・スクール (Industrial Training School) といった名称の施設もボランティア活動によって各地で設置された。¹⁵⁾

これらのボランティア活動に影響を与えたものの一つに大陸で開設されていた極貧児童のための施設があつた。たとえばドイツでは一八三三年ハンブルクにヨハン・ハインリッヒ・ヴィヘルン (Johan Hinrich Wichern 1808-1881) が児童養護施設「ラウエ・ハウス (Rauhe Haus)」を設立した。ここでは後にイングラントで展開されることになるコ

テージ・ホームに近い方法が採られており、一二名程度の子どもたちを一家族とし、一人の大人が彼らを監督した。そこでは読み書きなどの基礎教育を受けるだけでなく、労働にも従事した。フランスでも「ラウエ・ハウス」をモデルとしつつ、大規模化した児童養護施設が一八三九年に設立された。またベルギーでは一八四八年に感化院が開設され、オランダでも一八五〇年に感化院 (Dutch Mettray) が開設された。勅任視学官 J・フレッチャーは一八五二年の犯罪少年及び極貧少年に関する特別委員会において、これら的大陸で展開されている「ファーム・スクール・システム」を紹介して、イングランドにおける極貧の犯罪少年の教育・感化に活用できると主張した。⁽⁴⁶⁾ しかしながらイングランドよりも早くこの種の学校を法的に規定したのはスコットランドであった。⁽⁴⁷⁾ 一八四一年にアバディーンに設立された学校 (Aberdeen School of Industry) は、物乞いと犯罪少年を対象にした週日学校であり、一日三食の給食を提供した。この学校は政府の管轄下に置かれていたが、出席は義務化されておらず、生徒も行政官命令で入学したわけではなかった。そのため、欠席や遅刻、早退も許されていたが、その分食事の回数が減らされた。その後、少女向けの学校も設立され、一八四六年には地方警察法 (Local Police Act) によって物乞いが犯罪であるとされたこと⁽⁴⁸⁾で、学校の増設が行われた。こうしてアバディーンでは物乞いをしていた少年少女がこれらの学校に収容されることになった。義務ではなかったとはいえ、優しい処遇と給食にひかれた多くの子どもたちが定期的に通うようになると、このシステムに対する評価が高まり、一八五四年にはイングランドに先駆けてスコットランドでインダストリアル・スクール法が成立した。この法律によって一四歳未満の浮浪児や犯罪少年は治安判事か行政官の命令によって認定されたインダストリアル・スクールに送られることになると同時に、認定された学校には国庫補助金が支給されることになった。⁽⁴⁹⁾ こうしてボランティア精神による寄付に依っていたインダストリアル・スクールは、経営上の安定と引き換えに、国家による規定・査察等の干渉を受けるかどうかの選択を迫られることとなった。イングランドではその三年後一八五七年にインダストリアル・スクール法が制定されるが、認定を受けるかどうかはそれぞれの学校で議論されることとなった。⁽⁴⁹⁾ たとえばニューカースル・ラゲット・インダストリアル・スクール (Newcastle Ragged and

Industrial School) は、一八四七年に慈善家たちによって「六歳から一四歳の少年で、このよりも上級の学校 (superior school) に出席できるような環境にない者約五〇名に教育を提供する目的」で設立された。⁵⁰⁾当初は寄付によって運営していたのだが、資金繰りが困難になり、経営上の安定のために一八五九年に認定を受けた。⁵¹⁾こうして認定インダストリアル・スクールの数は増加し、図2に示すように一八六一年の四一校から一八七一年には九五校にまで増えた。

当然のことながら、学校数の増加とともに入学者数も増加した。イングリランドを含めたイギリス全体の感化院の入学者数、インダストリアル・スクールの入学者数、刑務所に入所していた一六歳未満の子どもの数を示したのが図3である。規定上、感化院の入学時の年齢は一六歳未満、インダストリアル・スクールは七歳以上一四歳未満とされており、二つの機関を明確に年齢で分けることはできないが、図3から、一八六五年から一九〇〇年の間に刑務所に収容される一六歳未満の子どもが減少し、その代わりにインダストリアル・スクールへ入学する子どもがそれを上回る数で増加していること、また感化院へ送致される子どもの数はほぼ一定であることが見て取れる。⁵²⁾五歳から一四歳までの子どもの人口は一八六一年から一九〇一年までに六三四万人から八七〇万人と約一・二七倍増加しているが、一八六五年から一九〇五年までに感化院、インダストリアル・スクール、刑務所に入所している子どもの数は、一六、一〇〇名から三四、九三五名と二・一七倍に増えている。⁵³⁾統計データの制約上、比較した対象年齢群や時期が若干異なっているため確実なことは言えないが、おそらく

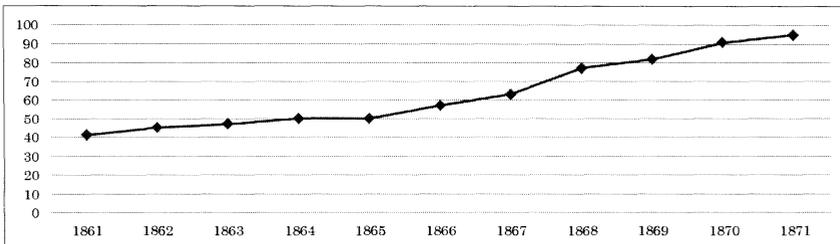


図2 *Reformatory and Refuge Journal* (1872年10月号) 調査によるイングリランドの認定インダストリアル・スクールの数

【出典】 Duckworth J., *Fagin's Children: Criminal Children in Victorian England*, Hambledon and London, 2002, p.225.

人口増加以上にこれらの場所、とりわけインダストリアル・スクールに入所する子どもへの割合は増加していると考えられる。それはなぜなのか。この問いに答えるためには、当時の犯罪率の推移を分析するとともに、一般の労働者階級の子どもたちが学んだ任意団体立学校や学務委員会立学校、救貧児童を主として対象とした救貧学校、そして最下層の子どもたちが収容されたあらゆる施設、家庭、子どもへの働き場所など、一九世紀イギリスの子どもの「収容場所」について、「複合的」に検討する必要があるだろう。これらを検討することは本論文の範囲を大きく超えているが、その一方でこの問いは、インダストリアル・スクールの位置づけに関わる重要な問いでもある。インダストリアル・スクールがいかなる子どもを入所させていたのか、この解明なくして、先ほどの問いに答えることは不可能であろう。一つの学校の事例がどれほど一般化できるものかは定かではないが、まずは手掛かりとして、マンチェスタのアドウィック・グリーン・インダストリアル・スクールの入学者について見てみよう。

3. 一九世紀後半のマンチェスタとアドウィック・グリーン・インダストリアル・スクールの子ども——入学年齢・誕生日・在学期間

一九世紀のイギリスの人口は相対的に増加していたが、一八一五年のナポレオン戦争後の穀物価格の高騰を受けて、都市部に仕事を求めて移住者・移民が急増

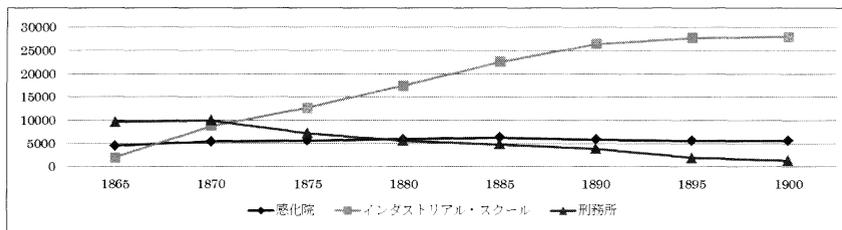


図3 イギリスにおける感化院、インダストリアル・スクール、刑務所（16歳未満）の収容人数の推移

【出典】Hone, P., *The Victorian Town Child*, Stroud, 1997, p. 218.

注：インダストリアル・スクールには1880年以降、週日インダストリアル・スクールも含まれる。

した。とりわけマンチェスタ、リバプール、バーミンガム、リーズといった産業・工業都市では人口が約四〇%も増加した。⁵⁵マンチェスタ（サルフォードも含む）の人口は、一七〇〇年頃には約八、〇〇〇人であったが、一八〇一年には九五、〇〇〇人となり、一八四一年には三一、〇〇〇人となった。⁵⁶一九世紀半ばのマンチェスタの状況、とりわけ貧困層や犯罪の実態を当時の人々はどうのように認識していたのだろうか。このことを理解する最適な著作の一つは、一八四四年に出版されたレオン・フォーシェ（Leon Faucher）がフランス語で書いた「イングランド研究」の記事の一部を翻訳したものである。⁵⁷この書物の訳者の名前は伏せられているが、「マンチェスタ・アシニアム」のメンバーであると記され、扉にはこの翻訳書を「マンチェスタ市長アレクサンダー・ケイ氏が熱心に取り組んでいる、この偉大な製造業都市の改善と住民の幸福のための活動に対するささやかな捧げものとして彼に捧ぐ」と述べられている。⁵⁸当時の都市行政や経済、文化を牽引していた都市エリートは、訳者による前書きでも述べられているように、マンチェスタを含むランカシャの発展が商工業の繁栄に支えられている一方で、それだけでは人間は幸せになれず、公衆衛生と社会経済に関する問題を解決する必要があるとの認識から、貧困層に注目する必要性を感じていた。⁵⁹都市の改善のために訳された本書は、貧困層の中でも、犯罪者や救済を受ける者、チャリティの支援を必要とする極貧の者について紙幅を割いて説明している。フォーシェによれば一八四〇年から一八四二年までにマンチェスタの警察に逮捕（apprehensions）された人数はそれぞれ、一二、四一七人、一三、三四五人、一四、三〇〇人であり、一八四三年には一五、〇〇〇人から一八、〇〇〇人になるだろうと推計している。⁶⁰この数字が実態を表していたとは言い難い。というのも、どのような行為が犯罪となるかは地方や場面によって異なっていたし、場合によっては極めて恣意的であった。⁶¹たとえば、一八四〇年に野外で寝ていたためにマンチェスタ警察に発見された子どもの数は三、六五〇名に上ったが、ほとんどが逮捕には至らなかった。⁶²しかしながら犯罪の増加に対する懸念は、フォーシェ自身が紙幅を割いてその実態を報告しているだけではなく、訳者もまた訳注をふんだんに盛り込んでいる状況からも、社会の改善を目指す者たちにとって大きなものだったと捉えることができる。

同書の中でさらに大きな懸念が示されていたのは、マンチェスタの外からやってくる移住者に対してであり、彼らへの処遇がさまざまな事例を引いて報告されていた。たとえば一八三八年に開設された避難所は一八四四年一月一日までに一三三、三二九名によって利用されたが、マンチェスタ在住者は二〇分の一であり、ほとんどがアイルランド、スコットランド、マンチェスタ以外のイングランド地域から来ていた。移民や移住者による人口増加と犯罪の増加は、当時のマンチェスタにおいて無視できない解決すべき重要な課題であった。

都市に流入してきた移住者は夜の寝床を求め、多くのものが長屋のある場所に固まって住んだ。マンチェスタでいえば、デーンズゲイト (Deansgate)、サルフォード (Salford)、ガートン・ストリート (Gorton Street) 地区がこうした貧しい移住者の密集地となった。一八四六年にアードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールの前身が設立されたのは、一八三〇年に開通したマンチェスタ・リバプール鉄道のヴィクトリア駅にほど近いエンジェル・メドウの一角であったが、一八五一年にはデーンズゲイトのすぐそばのバイロム・ストリートに移転した。一八五七年には、アードウィック・グリーンに移転したが、この場所はデーンズゲイトから東へ約二マイル、歩いて三〇分ほどの場所であり、マンチェスタの中心部に近い場所に位置していた。このようにインダストリアル・スクールは、社会から隔離するために田舎に設置された感化院とは異なり、都市、それも貧民が住む地区にこそ必要とされたのである。

インダストリアル・スクールは警察に逮捕・補導された子どもの中から判事や行政官の判断・命令によって送られてくる子どもを受け入れ、その人数に応じて補助金を得ていた。アードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールもまた認定後は、そうした子どもを受け入れることとなった。一八六六年七月五日から一八七一年七月三十一日までに入學した子どもは二七〇名であったが、そのうち二名が「ボランティアなケースとして入學」と記されており、行政官命令以外で入學したと考えられる。初期の入學者名簿には子どもの名前、年齢、誕生日、入學日、父親の名前、父親の職業、父親の住所、母親の名前、母親の職業、母親の住所、その他の保護者の名前、その他の保護者の職業、

その他の保護者の住所、在学期間、委託を決めた行政官の名前、委託理由となつた行為、週ごとの支払い、退校日、退校理由、出席日数、宗教、備考、退校後の職業、行政官の署名の欄があった。しかし全てが記入されていたわけではな
い。とりわけ出席日数は全く記載されておらず、また週ごとの支払いや退校後
の職業も記載されている事例はほぼ皆無であった。まずは入学年齢、誕生日、
在学期間について検討しよう。図4は入学者名簿に記載されていた入学時の年
齢を示したものである。インドストリアル・スクール法の規定では入学年齢は
七歳以上一四歳未満とされていた。この七歳という年齢はワークハウスの処遇
においても犯罪者の処遇を決定する審理においても一つの基準であった。ワー
クハウスでは七歳未満の子どもは比較的やさしく取り扱うこととされていた
し、留置場に入れられるのも七歳以上の子どもであり、そこにはコモロンに
基づく七歳を善悪の判断がつく年齢とする考え方が根底にあった。⁽⁶⁵⁾しかしイン
ダストリアル・スクールへの処遇に関しては、この七歳の原則が厳密に守られ
ることはなく、また一四歳の少女も入学しており、五歳から一四歳までの
幅広い年齢の子どもたちが入学していた。とはいうものの、最も多かったのは
一〇歳であり、続いて一一歳、一二歳となり、一〇代の子どもたちが約七割を
占めていた。

この名簿に記載されていた入学年齢が実際の年齢であったかどうかは定か
ではない。審理を行う子どもたちの年齢を確定することは、常に判事や行政官た
ちの頭を悩ます問題であった。イングリッドでは一八七五年まで出生記録は強

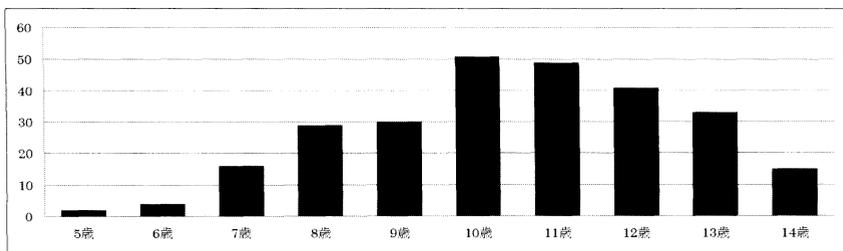


図4 アードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールの入学年齢
(1766年7月5日から1871年8月4日まで)

【出典】 *Admission Register 5 July 1866-4 Aug. 1871 of Manchester Industrial School, Ardwick Green*, in Manchester Public Record Office (RfNo. GB127. M369/2/2/2の一部) から作成

制されておらず、記録のない子どもたちも数多くいた。にもかかわらず全員の年齢が入学者名簿に漏れることなく記載されていたのは、彼らの処遇を決定する判事と行政官に年齢をはつきりと決定する権限が与えられていたからである。⁽⁹⁶⁾名簿に記載された年齢が、実際の年齢なのか「聞き取り」や「見在目」による行政官判断であったのかを見極める手掛かりとなるのは、誕生日を記入する欄に記載があるかどうか、あるいは年齢を○歳○か月というように月単位で断定しているかどうかであろう。誕生日の欄に記載があったのは、二七〇名中四二名であり、八四％の子どもには記載がなかった。しかしながらこれだけで二〇七名中四二名は誕生日が判つているとするのは早計である。なぜなら、誕生日の月日が入所認定日になっている子どもや日付なし（年月のみ）の記載になっている者もいたからである。さらにまた、誕生日の欄は空欄になっていても、年齢が月単位で記載されている子どもも一五名おり、誰の誕生日が判明していたのかを断定することは難しい。とはいうものの、子どもたちが嘘やごまかしをしなかったと仮定しても、誕生日が判明した子どもは二割程度であったと推測できるだろう。すなわち圧倒的多数の子どもたちは自分の誕生日を知らなかったと考えられる。

次に在学期間について述べる。図5は入学時に判事・行政官によって定められた在学予定期間をまとめたものである。全期間のグラフを見ると、圧倒的に五年間が多く、二七〇名中二〇六名（七六・三％）に上った。入学年齢との相関はほとんどなく、わずかに二三、一四歳で入学した子どもたちは五年間より三年間を言い渡される場合が多かったくらいである。それよりも一八六九年四月六日以降とそれ以前では在学予定期間が異なっていたことの方が重要である。それ以前では一九二名中一七六名（九一・七％）が五年間の予定であり、その他、三年間が一三名（六・八％）、八年間が一名（八歳）、二年間が一名（一二歳）、一年間が一名（一四歳）に言い渡されていた。しかしながら一八六九年四月六日以降は一六歳になるまでの年月を子どもたちの年齢から差し引いて予定期間が決定されたようであり、具体的な年数に代わってたびたび「一六歳になるまで学校に留めること」という言葉が記載された。そのため、五年間は七八名中二九名（三七・二％）と激減し、三年間が一名、七年間が九名、六年間が八名、八年間が七名、

四年間が五名、九年間が四名、二年間が二名、一年間と一〇年間が一名ずつというように、さまざまな年数が言い渡されるようになった。この変化は、子どもたちの在学予定期間がインダストリアル・スクールであれば五年間という固定的な考えから、子どもたちの年齢に応じて決定されるようになったことを示している。その一方でこのことは、いくつかの例外はあるものの行政官命令で決定された在学予定期間を子ども自身はもちろん学校の教師・関係者であっても基本的には変更することはできなかったため、インダストリアル・スクールに一度入学が決まった子どもはよほどのことがない限り、一六歳になるまでは留め置かれることを意味した。

4. 入学決定理由と入学時の状況

子どもたちはどのような理由でインダストリアル・スクールへの入学を言い渡されたのだろうか。一八五七年のインダストリアル・スクール法では、行政官命令で入学させるべき子ども「の要件として」「浮浪 (Vagrancy)」とするのみであったが、一八六一年に改正されたインダ

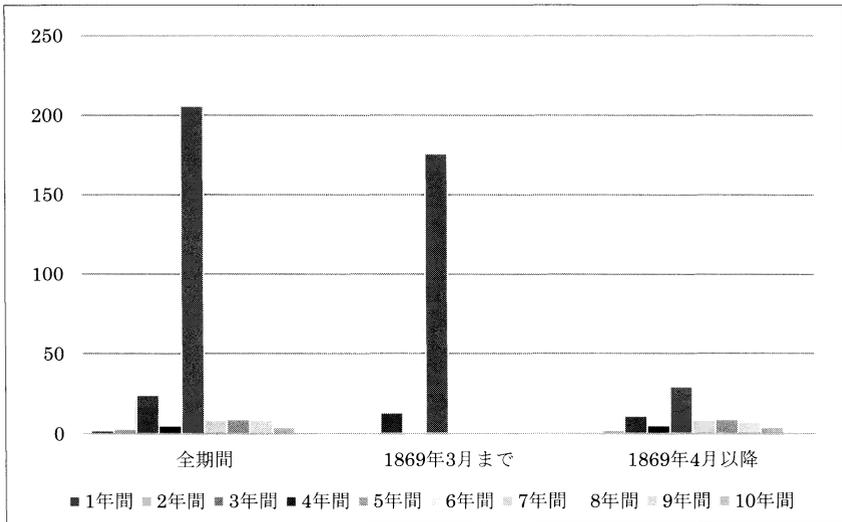


図5 在学予定期間 (1766年7月5日から1871年7月31日まで)

【出典】 *Admission Register 5 July 1866-4 Aug. 1871 of Manchester Industrial School, Ardwick Green*, in Manchester Public Record Office (RfNo. GB127. M369/2/2の一部) から作成

ストリアル・スクール法では第九条で、一八六六年にイングランドとスコットランドの全ての法律を総括して出されたインダストリアル・スクール法では、第一四条から第一六条で規定している。本論文が対象とする時期に適用されていた一八六六年法によると、第一四条では「明らかに一四歳未満の子ども (apparently under the age of fourteen)」で①物をいあるいは施し物を受け取ること (具体的には何かの売買と見せかけるか、売値に色を付けてもらうこと) を発見されるか、実際にその目的で街頭や公共の場所にいた場合、②家や定まった住居がない状態か、または適切な保護者がいないか生活手段に事欠いている状態で放浪しているところを発見された場合、③孤児あるいは親がいる場合でも強制労働や拘禁の刑に処されており、極貧状態で発見された場合、④盗人といわれている者たちとたびたび一緒にいる場合、⑤売春婦とともに生活したり、寝食をともしたりするか、売春目的で使用される場所に住んでいた場合、⑥売春婦といわれている者たちとたびたび一緒にいる場合にインダストリアル・スクールへ送ることができると規定された。また第一五条では⑦明らかに一二歳未満で犯罪によって拘禁 (imprisonment) かそれ以下の刑罰を受けた子どもで、イングランドの場合は重罪、スコットランドの場合は窃盗を犯したことの無い者を、第一六条では⑧明らかに一四歳未満の子どもの両親、継親、保護者が、行政官に対して子どもを監督できないことを表明し、彼らがインダストリアル・スクールに入学させることを希望した場合に、その子どもを入学させることができるとした。この三つの区分は極めて重要である。第一四条で示された状況は多くの場合、「浮浪」状態とみなされるため「犯罪」として逮捕されることもあるが、売春婦や盗人と一緒にいるだけでも判事や行政官の判断を仰ぐことになったため、実際に罪を犯していない子どもも取り締まりの対象となった。そのため、厳密には犯罪者とはいえない子どもも「可能性が高い」としてインダストリアル・スクールに収容された。ここには、「保護」の観点と同時に、犯罪の「予防」という視点を見て取ることができる。その一方で、第一五条は明らかに有罪判決を受けた「犯罪少年」を対象にしており、しかも「一二歳」未満と規定し、第一四条とは異なる年齢設定がされている。これには有罪となる罪を犯した子どもと「浮浪」状態あるいは保護されていない子どもを、同じ厳しさで処遇すべきではないという見

方が反映されていると捉えることができよう。さらに興味深いのは第一六条の存在である。これは保護者の判断で「手に負えない」子どもをインダストリアル・スクールに入れることができるというものであり、インダストリアル・スクールが矯正施設としても捉えられていたことが判る。このようにインダストリアル・スクールには極貧あるいは保護者のいない子どもの保護施設、犯罪予備軍のための予防施設、犯罪少年のための刑罰の一つ、「手に負えない」子どものための矯正施設といった機能が期待されていた。

では実際に、アードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールに入学した子どもたちはどのような入學理由で送致されたのだろうか。入學者名簿には「委託理由となった行為 (Act for which committed)」の欄がある。この「委託理由となった行為」についてまとめたのが図6である。最も多かったのが「浮浪 (vagrancy)」で二七〇名中一三四名 (四九・六%) であった。続いて窃盜 (stealing) : 七五名、larceny : 二名、petty thief : 二名、pickpocket : 一名、shoplifting : 一名) が一〇〇名 (三七・〇%)、物乞いが一三名 (四・八%) であり、その他の具体的な理由が記載された子どもは二一名 (七・八%)、空欄が二名であった。その他としては「学校からの逃亡」「家屋破壊」「繰り返し家出した」「窓を割って盗みに入ろうとした」「戸外就眠」「子どもストリップ」「盗まれた品物を受け取った」「手に負えない」「極貧」「母親のマントを質に入れた」など多岐にわたる理由が記載されていた。「窃盜」はもちろん「浮浪」も「物乞い」も先述の通り、逮捕される行為であり、上位三つの理由は全て「犯罪」といってもいいかもしれない。またその他の戸外就眠や家屋・窓の器物破壊も犯罪とされる行為である。しかしながら、「犠牲者のいる犯罪」である窃盜よりも、

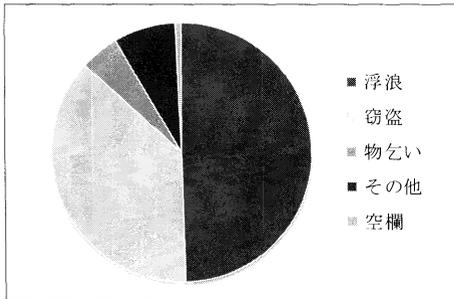


図6 「委託理由となった行為」内訳
(1766年7月5日から1871年7月31日まで)

【出典】 *Admission Register 5 July 1866-4 Aug. 1871 of Manchester Industrial School, Ardwick Green.* in Manchester Public Record Office (RfNo. GB127. M369/2/2/2の一部) から作成

「犠牲者なき犯罪」である浮浪の方が多かったことは、インダストリアル・スクールに期待された役割の中で、実際には生きていくだけで精いっぱい極貧の子どもたちの保護施設としての役割が第一に果たされていたとみることができる。

その一方で、これらの子どもたちがインダストリアル・スクール法のどの条文を正式な理由として入学してきたのかについては、一八六九年一月二日まで全く記載されていない。また、これ以降も全てにおいて書かれているわけではなく、「浮浪」で第一五条と記載された子どももいれば、窃盗で第一四条の子どももおり、また「浮浪」と「窃盗」両方が記載されている子どももいたため、「浮浪」や「窃盗」という分類からどの条文が適用されたかを判断することはできない。とはいうものの、一八六九年一月二日から一八七一年七月三一日までに入学した八八名のうち適用条文が記載されていた四三名についてみると、第一四条適用者が二五名（浮浪・一五名、窃盗・四名、物乞い・三名、極貧・二名、不明・一名）で、第一五条適用者が一八名（窃盗・一〇名、浮浪・五名、家出と窃盗・一名、見込みなし・一名、不明・一名）であった。二つの条文適用者のどちらかが極端に多いということはなく、また「浮浪」状態で発見された子どもは第一四条の適用を受けがちであり、窃盗の場合は第一五条が適用される傾向にあったが、明確には区別されておらず個々の状況に応じてどの条文を適用するかが決められたと考えられる。第一六条の適用という記載は一つもなかったが、保護者によって送られてくる子どもが全くいなかったとはいえない。なぜなら「窃盗」の場合、親（主として母親）から盗んだ行為が委託理由とされているケースが五件あったからである。これはおそらく盗まれた親からの通報によるものである。すなわち、第一六条の適用とは限らないが、親がインダストリアル・スクールへの収容を望んだケースだと考えられる。たとえば一八六七年八月二日に入学したウィリアム（入学当時九歳）は母親から四シリング四ペンスのお金を盗んだことが委託理由になっているが、備考欄には「全く手に負えない少年」と記載されている。また、委託理由のその他にあったように「手に負えない」ためにインダストリアル・スクールへ送られた子どももいた。以上のように、委託理由と適用された条文をみると、「浮浪」と「窃盗」が明

確に区別できない状況にあったことが判る。これはすなわち「保護」すべき子どもと「矯正」すべき子どももまた、区別が難しかったことを示している。

なぜ「区別」が難しかったのだろうか。それは備考欄に記載された発見時の状況をみれば明らかである。「浮浪」を理由に委託された子どものうち、最も多かったのは極貧状態で見つかった子どもたちである。たとえば一八六九年一月二十六日に入学したピーターは最も衰弱した状態で見つかったと記載されており、「ボロ服以外まともならず、片方の足のないズボンをはいていた」と説明されていた。彼は母子家庭で救貧を受けていたが、それだけでは子ども服を買うことはできなかったようで、一〇歳のピーターは五年間の予定でインダストリアル・スクールへ送られた。「かなり汚いボロ服」や「ボロボロの服をまともにつけていた」という表現は何度も出ており、一八六九年三月二日に入学したジェイムズ（九歳）は「ほとんど裸」であったと記載されていた。物乞いを見つかった子どもたちは、「浮浪」あるいは「物乞い」のどちらかで記載された。「浮浪」と記述されたケースをみてみよう。一八六七年一月二十九日に入学したジョン（一一歳）は父親がアメリカのどこかに行ってしまったっており、母とともに物乞いをしているところを発見された。母親は物乞いの罪で二週間刑務所に収監されることになったが、この子どもは五年間の予定でインダストリアル・スクールへ送致された。一八六七年三月三日に入学したジョン（七歳）は二年前に父を亡くし、妹と母と一緒に物乞いをして暮らしていた。彼らは夜の一〇時半に歌を歌っているときに発見され、施しを受けたとして彼のみ同校への入学が決定した。⁶⁸ また一八六七年一月一日に入学したジョセフ（七歳）は父親がすでに亡くなっており、母親が物乞いの罪で二週間刑務所に収監されることが決定したため、インダストリアル・スクールへ送られた。「物乞い」が理由となっているケースでは、一八六九年三月一九日に入学したジェーン（一二歳）が当てはまる。彼女の両親とともに仕事を持っていたが、仕立ての仕事についていた母親に命じられて物乞いをしているところを発見された。母親は彼女に物乞いをさせたとして一カ月、刑務所に収監されることが決定した。また一八七〇年二月一日に入学したジェイムズ（一一歳）は、二か月前にロンドンから家族でマンチェスターに仕事を求めてやってきたが、

両親ともに仕事が見つからなかった。そのため父親は彼に物乞いをさせ、それが見つかり收容されることになった。物乞いの子どもを発見した場合に、何を基準にして「浮浪」と「物乞い」に分けていたのかは判らない。基準があったかどうか不明である。また親がいながらにして「ストリート」で稼いでこなければならなかった子どもたちは、「物乞い」の他にも「物売り」をしたが、親の望むほどの稼ぎを得られずに家に帰ることができなかった子どももいた。ジェイムズとウィリアム兄弟（一八七一年七月二十五日、七歳と九歳）は教会の階段で寝ているところを発見された。彼らは物売りをしていたが、「母親が期待するほどの十分な金額を集めることができなかつたので帰れなかつた」と記されている。

「浮浪」と「物乞い」が理由となつた子どもたちのもう一つの共通点は、「ネグレクト」と記載されている点である。たとえば「浮浪」理由のジェイムズ（一八六九年二月二十七日入学、九歳）は「かなりひどいネグレクト」と書かれていたし、「物乞い」理由のベンジャミン（一八七〇年七月一〇日入学、八歳）は「母親が亡くなってから、完全にネグレクト状態」と記載されていた。「窃盗」理由で入学した子どもの中にも「見捨てられた子ども」はいた。一八七〇年九月三日入学のジョン（二三歳）は母親が死亡しており、「父親に完全に捨てられた状態」であつたと記載されている。⁽⁶⁸⁾

しかしながら「窃盗」理由の場合、ジョン以外は発見された当時の状況が記載された子どもはおらず、「窃盗」という誰の目から見ても何らかの処遇が必要な場合、特に発見時の状況を記載しておく必要はないと考えられていたのかもしれない。「窃盗」の罪を犯した場合、以前は子どもであつても刑務所に収監されるしか道はなかつた。たとえば一八三〇年一月二五日のマンチェスタの裁判記録には、一四歳と二三歳と一一歳の少女が一緒に靴を盗んだ罪で裁かれている状況が記載されているが、彼女たちはそれぞれ三カ月、一〇日間、一〇日間の刑務所への拘禁が言い渡されていたし、一八三四年一月二〇日の記録には一四歳と二三歳の少年が雌鳥一羽を盗んだ罪で有罪となり、前者は七日間、後者は別の日にもう一匹盗んでいたことが判明したため一四日間拘禁の判決が下されたことが記録されて

いる。⁷⁰⁾しかしながらインダストリアル・スクール法が規定されてからは、長期にわたる教育の提供が拘禁に代わって適用されることになったのである。

このように「浮浪」、「物乞い」は多くの場合、発見された状況の区別はつけ難く、また「窃盗」の子どもも、「浮浪」「物乞い」の子どもと異なる状況にいた訳ではなかった。それは、「浮浪」、「物乞い」、「窃盗」に共通して備考欄に記載された内容を見れば明らかである。すなわち、保護者の不在であった。入学者名簿には先述の通り、父親、母親、その他の保護者の三区分で、それぞれ名前、職業、住所が記載されるようになっていた。しかしながら上記の「窃盗」理由で入学したジョンのように、親が失踪していたり、住所不定の場合には備考欄にその情報が書きこまれた。たとえば一八六八年五月二三日入学のマイケル（八歳）は「浮浪」と五シリングの「窃盗」を理由に委託されたが、彼の父親は「一年前に失踪」していたことが記載されていた。一八七一年六月二十九日に入学したジェイムズ（一二歳）は「物乞い」理由で入学したが、「彼の父は入学の二か月前に監獄で亡くなり、母はデーンズゲイトに住んでいたが、ある子どもたちを残して失踪した」と記されていた。「窃盗」理由のジェイムズ（一八六七年一月八日入学、一一歳）は父を亡くしており、母はポルトンにいたため、おばと住んでいた。「浮浪」理由で入学した七歳と一〇歳の兄弟ジョンとアンソニー（一八六七年七月一日入学）は両親ともに保護者欄に名前と職業が記載されているが、しかし備考欄には「父親は五年前に出て行った」と記載されていた。その他にも「母親を五年間見た者はいないし、話も聞かない」と記載された一二歳のトマス（一八六七年一月二日入学）や両親ともにウエールズ（具体的な住所の記載なし）にいととされた一三歳のジョセフ（一八六七年九月二〇日入学）、両親の名前と職業は記入されているものの、住所不定となっている一〇歳のチャールズ（一八六七年二月二〇日入学）などがいた。子どもの処遇を決定する判事や行政官にとって、「適切な保護者」がいるかどうかは重要なポイントであった。そのため、彼らの保護者の状態は細かに調べられた。この入学者名簿に記載されている情報は、おそらくまず、子どもに聞き取りを行い、その後その情報をもとに近隣の者や関係者から集められたと考えられる。たとえば一八六七年一月二八日入学のベンジャミン

(一〇歳)の備考欄には、「本人は父親も母親もいないと述べたが、彼が物乞いをしていた時に一緒にいた人が、両親がリバプールにいることを教えてくれた」と記載されている。親の住所や職業欄にはたびたび訂正の跡があり、おそらく最初に子どもから得た情報とその後判明した情報が異なる場合に訂正されたと考えられる。

保護者の情報は重要であったため、ほとんどの場合、何らかの入がされていたが、しかしジョンとアンソニー兄弟の例にもあるように、両親の名前や職業が記入されているからといって、必ずしもその親とともに住んでいるわけではない。入学者名簿に記載された保護者について示したのが図7である。両親共にそろって名前が記載されていたのが、二七〇件中一四五件(五三・七%)あった(兄弟の場合でもそれぞれ一件として数えた)。そのうち、継父と記載されていたのが七件、継母が五件、両親ともに継父・継母と記載されていたのが一件あった。母子家庭は全部で八三件(三〇・七%)あったが、そのうち父親が死亡し、かつ実の母親だったケースが八一件、父親が死亡し継母の名前が記載されていたのが一件、父親が不明で実の母の名前が記載されていたのが一件であった。父子家庭は二八件(一〇・四%)あった。いずれも継父の記載はなかった。両親ともに死亡あるいは不明のケースは一四件(五・二%)あった。そのうち、両親の死亡が明記されていたのが一件、父の死亡は記載さ

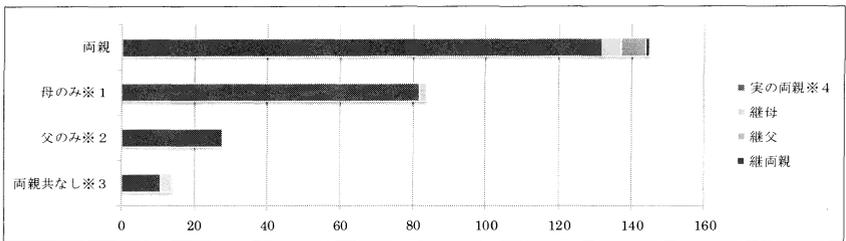


図7 保護者の内訳 (1867年7月5日から1869年7月31日まで)

【出典】 *Admission Register 5 July 1866-4 Aug. 1871 of Manchester Industrial School, Ardwick Green*, in Manchester Public Record Office (RfNo. GB127. M369/2/2/2の一部) から作成

- ※1 ほとんどの場合、父親は死亡しているが、父親が不明のケースが「実の両親」「継母」で1件ずつあった。
- ※2 すべて母親が死亡したケースであった。
- ※3 ほとんどが両親死亡のケースであったが、2件が両親ともに不明、1件が父親は死亡しているが、母親が不明のケースであった。
- ※4 継父・継母と書かれていなかった場合を「実の親」として数えた。本文中の「実の親」もこの意味で使用しているが、これらはすべて名簿作成者の把握であり、事実と違う可能性もある。

れていたが、母親の欄には不明と記されていたのが一件、両親ともに不明とされていたのが二件あった。両親ともに死亡あるいは不明の場合、あるいはどちらかの親しか記載がなかった場合、親以外の保護者の名前が記載される場合もあった。そうしたケースは二一件あり、おじ、おば、兄弟姉妹の名前が散見されるが、それ以外にも関係の判らない者の名前が記載されている場合もあった。G・S・フロストが明らかにしているように、当時の貧困層の間では、親が子どもを養えない状況に陥ると近隣の者が代わって面倒を見ていた。²⁷おそらくはここに記載された者も近隣や何らかの理由で一緒にいることになった者の名前だと考えられる。

両親の名前が記載された子どもが最も多く、しかも両親がいないとされた子どもがたったの五・二%であったのは驚きである。両親の名前が記載されていた一四五名を委託理由別に分類すると、六六名が「浮浪」、六一名が「窃盗」、八名が「物乞い」、その他が九名、空欄が一名であった。このことから、両親が判別していても浮浪児として「ストリート」で過ごしていた子どもは珍しいことではなかったことが判る。しかしながらここで注意が必要なのは、両親の名前が記載されていたからといって彼らが一緒に住んでいたわけではなかったことである。一四五名中、両親の住所が同じだったケースは一〇七件で、明らかに住所が異なっていたケースが一九件、どちらか、あるいは両親ともに住所不定あるいは空欄であったのが一九件あった。おそらくは一四五件中三八件（二六・二%）は母親が父親のどちらかと一緒に住んでいなかったと考えられる。以上のように、インダストリアル・スクールに収容された子どもたちの家庭環境は非常に複雑で、単純に両親の有無でその処遇を決定することはできなかった。

5. おわりに

一九世紀イギリスの都市化、工業化を背景に、罪を犯した「墮落した子ども」を受け入れる「学校」の必要性が増大し、この種の学校の設立は当初、ボランティア活動として展開された。ボランティアな活動に政府補助金を支給し国家

システムの中に組み込んでいくという方法は、一般の労働者階級の子どもを対象とした基礎教育学校にも当てはまる、イギリス政府の常套手段であった。インダストリアル・スクールもこの方法で制度化されていくが、しかし他の学校と大きく違ったのは、子どもたちが判事や行政官の命令で学校に入学したことである。子どもたちは、警察や裁判官などさまざまな大人たちの手を経てインダストリアル・スクールへやってきた。これらの大人たちにとって、あるいはインダストリアル・スクール法を作成した者にとって、極貧の子どもと犯罪少年はどちらかのみを取り出すことのできない存在であった。なぜなら「浮浪」は法律でも「犯罪」であると規定されていたし、「窃盗」の罪を犯した子どもの中には貧困のためにそうせざるを得ない者もいるという認識があったからである。これに関する端的な証拠は、一八五七年のインダストリアル・スクール法で示された「浮浪児、極貧少年、秩序を乱す子どもたちのケアと教育の改善を目指す (to make better provision for the care and education of vagrancy, destitute and disorderly children)」という目的である。⁽⁷²⁾ この法律の策定者は浮浪児も極貧の子どもも犯罪予備軍あるいは犯罪少年も一つの枠組みでとらえ、彼らの処遇を規定する法律として同法を制定した。そして実際に、アードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールの入学者名簿に残された記録をみる限り、彼らと関わった大人たちが極貧の子どもと「罪」を犯した子どもを区別することはできないという認識をますます強くしたのであろうことは想像に難くない。

インダストリアル・スクールは、その設立過程や法的規定から考えて、極貧の子どもの「保護」と犯罪少年に対する「罰則」のみならず、少年犯罪への「予防」や「手に負えない」子どもの「矯正」というさまざまな役割が期待されていた。しかし実際にはインダストリアル・スクールが置かれた地域社会の実情にに応じて、これらの役割の比重が変わっていたと考えられる。マンチェスタのアードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールの場合、少なくとも一八七一年の夏ごろまでは、浮浪児を「保護」という意味合いが強かったと思われる。というのも委託理由となった行為として「窃盗」よりも「浮浪」が多かったし、どちらの場合も備考欄に子どもたちの「悲惨な」状況や保護者の不在が記載されていたからである。行政官はそうした情報を「書きとめるべきもの」と捉えていた。なぜ

ならそれは入学させる側が考えた、子どもを長期にわたってインダストリアル・スクールへ委託すべき理由であり、「浮浪」や「窃盗」といった直接的に入学するきっかけとなった行為とつながっているとはいえ、これとは異なる特筆すべき情報であった。

「浮浪」が委託理由のトップであったとはいえ、それに負けないくらい多くの「窃盗」の罪を犯した子どもたちが収容されていたことも事実である。当然のことではあるが、「窃盗」理由の子どもたちの多くが第一五条適用者であり、「拘禁」に代わる「罰則」として入学した。しかしながらとえ「窃盗」を理由に委託されたとしても、それが第一四条、すなわち「保護」や「予防」の観点から決定された場合もあり、「墮落した子ども」であつても必ずしも「罰則」として入学させられたわけではなかつたことにも注意する必要がある。

子どもたちはさまざまな理由からアードウィック・グリーン・インダストリアル・スクールへやってきたが、多くの子どもが五年間あるいは一六歳になるまで学校に留め置かれた。そのような長期にわたつて家族と離れて寄宿生活を強いられたわけだが、彼らの多くが浮浪児といつても、両親のいない子どもであつたわけではない。実際に一緒に暮らしていないケースを差し引いても、むしろ両親が揃っている場合が多かつた。ワークハウスが第一に保護者の不在を条件としていたのに対して、インダストリアル・スクールは両親がいる場合でも状況に応じて委託された²⁹⁾。この違いは何を意味するのだろうか。労働者家族へのまなざしの変化を示しているのだろうか。あるいは国民国家としての教育責任の表出や家庭の教育権への国家介入として捉えるべきだろうか。この点は本論文で答えることはできないが、今後の検討課題としたい。

【本研究は科学研究費助成事業（学術研究助成金基金助成金）…基盤研究（C）、二〇一一年度から二〇一三年度、課題番号二三五三一〇〇〇によるものである。】

注

- (1) 本論文では、さまざまな呼ばれ方をする「路上で金を稼ぐか、寝泊まりをする子ども」を浮浪児と称して検討する。「路上で金を稼ぐ」行為は、場合によっては犯罪とは規定されないが、「寝泊まり（戸外就眠）」は一八二四年の浮浪者取締法によって「犯罪」とされた。そのため、浮浪児と呼ぶ場合には、「犯罪」行為をした子どももしていない子どもも含むが、戸外就眠を含めた浮浪関係の「犯罪」を犯した子どもにのみ限定する場合や窃盗などで有罪判決を受けた子どもについて述べる場合は、犯罪少年と称する。
- (2) 厚生労働省『平成一五年 ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）』この調査では一九歳以下のホームレスはゼロとなっている。
- (3) 警察庁『平成二三年度における行方不明者の状況』平成二四年六月、二頁。平成二二年四月一日から「行方不明者発見活動に関する規則」（平成二二年国家公安委員会規則第一三三号）が施行され、「家出人」という言葉は「行方不明者」に置き換えられている。
- (4) Hendrick, H. *Child Welfare: Historical Dimensions, Contemporary Debate*. Bristol, 2003, p.7. 彼は、保護法といわれるものがどの程度、子どもを犠牲者というよりも脅威として見ているかを認識する必要があると訴えている。
- (5) 児美川佳代子は、一九世紀イギリスの大衆教育論が、年少犯罪者の増加を背景に、「犯罪予防のための教育」として形成されたと指摘している。児美川佳代子「D・ストウの「訓練システム」における〈矯正〉と〈教育〉——一九世紀イギリス大衆学校の性格をめぐって——」『東京大学教育学部紀要』第三四集、一九九四年、四一頁。実際、一八三五年に出された王立調査委員会の報告書でも学校教育の制度が年少犯罪者の減少に大きな貢献をするという主張が行われており、調査を行う側もそれを意図した質問を行っている。また、同報告書では警察に補助金を出すくらいなら教育制度の構築に補助金を出した方が、年少犯罪者の減少や予防になるとして、治安維持の観点からも教育制度の整備の必要性が主張された。 *Report from the Select Committee on Education in England and Wales together minutes of Evidence, Appendix and Index*, 3 Aug. 1835, p.31, 131, 204.
- (6) Frost, G. S. *Victorian Childhoods*. London, 2009, p.146.
- (7) Duckworth J. *Fagin's Children: Criminal Children in Victorian England*. Hambleton and London, 2002, p.214.

- (8) 一九世紀後半に、大都市にインタストリアル・スクールが設置された時、その対象にされたのは通常の基礎学校教
育から排除されたネグレクトか浮浪の子どもであったと一九二〇年の時点で認識されている。Birchenough, C. *History
of Elementary Education in England and Wales from 1800 to Present Day*. London, 1920, p.264.
- (9) Duckworth J. *op.cit.*, pp.214-215.
- (10) 拙稿「一九世紀末イングラントにおける救貧児童の教育—公営基礎学校への進学をめぐる—」『愛知教育大学研究
報告』第六〇輯(教育学編)、一二七頁。救貧児童の教育についての法的・制度的な整理は、一二五—一二九頁。
浮浪と物乞いが警察の対処ではなく、福祉の制度・施設の案件となっていくのは二〇世紀前半のことである。ジョン・
ブリックス他著、吉村伸夫訳『社会と犯罪 英国の場合—中世から現代まで—』松柏社、二〇〇三年、二九五、
三〇〇、三〇一頁。
- (12) 救貧児童の任意団体立学校及び学務委員会立学校への進学については、拙稿「前掲論文を参照のこと」。
- (13) 注(4)・(6)の文献以外では、たゞえば次のようなのがある。Smith, E., *A Cornish Waif's Story: An Autobiography*.
London, 1956; Edmonds, E. L. and O. P., *I Was There: The Memories of H. S. Tremenhare*, Eton, 1965; Longmate,
N., *The Workhouse: A Social History*. London, 1974; Behmer, G., *Child Abuse and Moral Reform in England,
1870-1908*, Stanford, 1982; Hatcher D., *The Workhouse and the Wreald*, Kent, 1988; Crompton, F., *Workhouse
Children*, Stroud, 1997; Hone, P., *The Victorian Town Child*, Stroud, 1997.
- (14) Bartley, P., *Prostitution: Prevention and Reform in England, 1860-1914*. London, 2000; Jackson, L., *Child Sexual
Abuse in Victorian England*, London, 2000.
- (15) 注(7)の文献以外では、たゞえば Conley, C., *The Unwritten Law: Criminal Justice in Victorian Kent*, New York,
1991.
- (16) たゞえば Barnett, M. G., *Young Delinquents: A study of reformatory and Industrial Schools*, London, 1913; Rose, G.,
Schools for Young Offenders, London, 1967; Hyland, J., *Yesterday's Answers: Development and Decline of Schools
for Young Offenders*, London, 1993; Stack, J. A., 'Reformatory and Industrial Schools and the Decline of Child
Imprisonment in Mid-Victorian England and Wales', *History of Education*, vol. 23, no. 1, 1994, pp.59-73.

- (17) Brown, J. S., *A Visitor for Jimmy Brown: the Autobiography of an Orphan*, Manchester, 1998, a page before p.1.
- (18) Duckworth, J., *op. cit.*, p.226. 自伝的著作としては、たゞせば次のようなものがある。Tyrell, P., *Founded on fear: Letterfack Industrial School, war and exile*, Dublin, 2006; Toucher, P., *Fear of the collar: the true story of the boy they couldn't break*, London, 2007.
- (19) *Admission Register 8 June 1866-8 Feb. 1912 of Manchester Industrial School, Ardwick Green*, in Manchester Public Record Office (RfNo. GB127. M369/2/2/2-6), それ以降の名簿には閲覧制限がかかっている。
- (20) Duckworth, J., *op. cit.*, p. x; Prahms, W., *Newcastle Ragged and Industrial School*, Stroud, 2006, p.9. その他、個別のインダストリアル・スクールに関する歴史研究としては、Cook, J., *Swinton Industrial School: Manchester Union, Moral and Industrial Training School*, Swinton, 2007がある。
- (21) 太田直子『イギリス教育行政制度史成立史』東京大学出版会、一九九二年、九五―九七頁。秋元美世『児童青少年保護をめぐる法と政策―イギリスの史的展開を踏まえて―』中央法規出版、二〇〇四年、一四―二二頁では、インダストリアル・スクール法（授産学校法と訳されている）について、主として先行研究をもとにいくつかの報告書を参照しつつ、おもに法律上の規定から説明されているが、具体的な入学した子どもの実態や教育内容にはまったく触れられていない。
- (22) この法律は、イングランドの七歳から一四歳の子どもを行政官の判断でインダストリアル・スクールに送ることがある（*ibid.*）。20, 21 Victoria, C.48.
- (23) *Annual Reports of Manchester Industrial School, Ardwick Green, 1847-1894* (3rd-5th, 7th-48th) in Manchester Public Record Office (RfNo. GB127. M369/1/4/1-4).
- (24) Duckworth, J., *op. cit.*, p.211.
- (25) Duckworth, J., *op. cit.*, pp.1-2.
- (26) Duckworth, J., *op. cit.*, pp.2-5, p.211; Hendrick, H., *op. cit.*, p.9; 132. 見美川佳代子、前掲論文、四一―四二頁。
- (27) Frost, G. S., *op. cit.*, p.132. 犯罪率は一九世紀後半から世紀末にかけて下降線となり、その後再びゆるくりと上昇したと統計データ上考えられるが、その一方で犯罪統計は「具体的な法律違反者の行動の実際についてよりは、法律を

定義する人間の主観について語るところがむしろ多い」ことに注意が必要であり、数字の上下よりもむしろその数字に何が含まれているのか、どういう意味があるのかを問うことが重要との指摘もある。ジョン・ブリッグス、前掲書、二四四、二七二頁。また流刑に関しては同書の二五一―二五九頁を参照のこと。

- (28) Faucher, L., *Manchester in 1844: its Present Condition and Future Prospects*. London, 1844, p.35.
- (29) Jolly, S., 'The Origins of the Manchester and Salford Reformatories for Juvenile Criminals 1853-1860', *Manchester Regional History Review*, vol.15, 2001, p.2; *Report*, p.15.
- (30) Duckworth, J., *op.cit.*, p.211. <シリ・メイヒューに関しては>シリ・メイヒュー著、松村昌家、新野緑編訳『ヴィクトリア朝ロンドンの下層社会』ミネルヴァ書房、二〇〇九年を参照のこと。
- (31) ワークハウスにおける大人と子供の分離収容に関する議論は、拙稿、前掲論文、一二七―一二八頁。
- (32) Neale, W. B., *Juvenile Delinquency in Manchester*. Manchester, 1840. Duckworth, J., *op.cit.*, p.4; Jolly, S., *op.cit.*, p.2.
- (33) 少年のみを対象にしたものであったが、P・ホーンが示したように刑務所に入所している一六歳未満の男女比が一八三七年時点で六対一であったことを考えれば、不自然なことではなかった。刑務所入所児童の男女比は、その後、一八六五年に七対一、一八七五年に八対一、そして一九〇〇年には二二対一になった。Hone, P., *op.cit.*, p.218.
- (34) Frost, G. S., *op.cit.*, pp.133-134
- (35) Frost, G. S., *op.cit.*, p.133.
- (36) Carpenter, M., *Reformatory Schools for the Children of the Perishing and Dangerous Classes, and for Juvenile Offenders*. London 1851.
- (37) Duckworth, J., *op.cit.*, p.212.
- (38) Duckworth, J., *op.cit.*, pp.213-214.
- (39) この場合、職業教育に対して補助金が支払われた。衣食の提供は救貧法から行うべきものとして補助の対象外とされた。詳しくは拙稿、前掲論文、一二八―一二九頁。
- (40) Prahms, W., *op.cit.*, p.13.
- (41) Duckworth, J., *op.cit.*, p.215.

- (42) Jolly, S., *op. cit.*, p.9.
- (43) この学校の設立の提案は一八五三年になされ、一八五四年に正式に開校した。Jolly, S., *op. cit.*, p.2.
- (44) インダストリアル・スクールが内務省管轄になるのは一八六一年のことであり、これ以降、感化院と教育内容がほぼ同じになったとされている。Prahms, W., *op. cit.*, p.13. 秋元、前掲書、二〇頁。
- (45) Duckworth, J., *op. cit.*, p.217.
- (46) Rose, G., *op. cit.*, p.4-5.
- (47) Jolly, S., *op. cit.*, p.9.
- (48) Duckworth, J., *op. cit.*, p.218.
- (49) 感化院も同じ状況にあった。たとえば本文中で述べたマンチエスタ及びサルフォード感化院も、もともとはラゲット・インダストリアル・スクールと名乗ってボランティアな活動として学校を運営していた。一八五四年に感化院への認定すなわち国庫補助金を受給することが可能となった際、認定推進派と反対派が激しい議論を戦わせ、結局経営の安定を目的に感化院として認定してもらったよう内務省に願い出た。Jolly, S., *op. cit.*, p.3.
- (50) Prahms, W., *op. cit.*, p.32.
- (51) Prahms, W., *op. cit.*, p.42-44.
- (52) 両者の違いは設立場所や入所児童・生徒への考え方等、さまざまあるが、一九世紀末には両者の違いはほとんどなくなつたとされており、実際にどのように異なつていたのかについても今後の課題である。Duckworth, J., *op. cit.*, p.237.
- (53) Mitchell, B. R., *British Historical Statistics*, Cambridge, 1988, pp.15-17. インダランドとウェールズ、スコットランド、アイルランドの統計データから算出。
- (54) 単純に浮浪児や犯罪少年の割合が増加したのか、それともこれまで犯罪とされていなかった項目が新たに告訴の対象となつたのか、あるいはこれまで入所できなかった子どもたちも就学強制の影響、または児童労働の減少によりインダストリアル・スクールへ入学する、させられるようになったのか、ワークハウスなど、大人と同じ場所に収容されていた子どもたちが、子どもだけのインダストリアル・スクールへ入学するようになったのかなど、さまざま

まな理由を想定することができるが、しかしすぐに答えることはできない。ボランティア活動であれ国家によるものであれ、また教育であれ福祉であれ労働であれ、子どもの生活に関わる営みを「複合体」として捉えて検討する視座が必要だろう。こうした研究はそれほど多くはないが、たとえば高田実、中野智世編著『近代ヨーロッパの探求』⑮ 福祉』ミネルヴァ書房、二〇一二年、一―二三頁において、「福祉の複合体」の国際比較の可能性が示されている。また、救貧児童の公教育学校への進学について検討したのが、拙稿、前掲論文である。

- (55) Duckworth, J. *op. cit.*, p.1.
大学出版局、二〇〇八年、二〇六―二〇七頁。
- (56) J・M・エリス著、松塚俊三、小西恵美、三時眞貴子訳『長い一八世紀イギリス都市 一六八〇―一八四〇』法政大学出版局、二〇〇八年、二〇六―二〇七頁。
- (57) Faucher, L. *op. cit.* 本書の興味深い点はフォーシエの論文を翻訳しただけではなく、そこに訳者が注釈を入れているところである。フォーシエの見解や事実認識に対する訂正・異議申し立てや補足がふんだんに入れられており、当時のマンチェスタの住人、しかも都市のエリート層であろう翻訳者がマンチェスタの貧困層や犯罪者をどのように捉えていたのかをさまざま角度から伝えてくれる。
- (58) Faucher, L. *op. cit.*, p.iii. また、「アシニアム」は一八二四年にロンドンに設置された文芸・学術クラブであり、おそらくマンチェスタ・アシニアムも、その種のクラブであると思われる。
- (59) マンチェスタの都市エリートに関しては、拙著『イギリス都市文化と教育―ウォリントン・アカデミーの教育社会史』昭和堂、二〇一二年を参照のこと。
- (60) Faucher, L. *op. cit.*, p.34.
ジョン・ブリックス、前掲書、三〇〇頁。
- (61) Hone, P. *op. cit.*, p.183.
- (62) Faucher, L. *op. cit.*, pp.37-38.
- (63) Duckworth, J. *op. cit.*, p.2.
- (64) Frost, G. S. *op. cit.*, p.123, 132. 秋元、前掲書、一八頁。
- (65) Prahms, W. *op. cit.*, p.22; Duckworth, J. *op. cit.*, p.219.

- (67) Industrial School Act, 1866 (29&30 Victoria, Cap. 118)
- (68) 物を乞いをする際に、「歌を歌ったり、泣いたり、濡れたりすることは人々の同情を引く作戦として行われていた。Duckworth J. *op.cit.*, p.8.
- (69) 子どもや家族を捨てることは「犯罪」の一部であったが、逮捕されるケースは少なかった。Faucher, L. *op.cit.*, p.35.
- (70) *A Calender of all the Prisoners for Trial in New Bailey Prison, at Salford, Manchester.* 25 Oct. 1830 and 20 Oct. 1834, in Manchester Public Record Office (R.N.O. GB127.127/2/3).
- (71) たとえば暴力行為で刑務所に送られた隣人の子ども二人の面倒をみることにしたある女性は、自身も四人の子どもを抱えていたが、「彼らを洗い、服を着せ、できることは何でも」しながら母親が戻ってくるまで彼らの養育をする」と語った。Frost, G. S. *op.cit.*, p.122.
- (72) 秋元、前掲書、二〇頁。
- (73) 一八三七年以降に提出されたノーフォークとサフォークのワークハウスの報告書によると、二歳から一六歳までの子ども一、九〇六名のうち、四四三名が婚外子、三八二名が孤児、二七九名が父親に捨てられた子ども、五四名が両親に捨てられた子ども、一七一名が父親が刑務所に拘禁されている子ども、一一六名が保護者の救貧を受けている子ども、一四四名が寡婦の子どもでもあまりにも貧しく院外では生活できない子ども、三六名が寡婦の子ども、一二二名が兄弟姉妹が多すぎて全員を養育できないとされた子どもであった。Frost, G. S. *op.cit.*, p.124.